

令和2年度 第三次補正予算 新型コロナ感染拡大防止・ 医療提供体制確保支援補助金

申請状況の確認が取れず 137 会員医療機関の状況を厚労省に照会

令和2年度・第三次補正予算による「新型コロナ感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金（以下:感染防止対策補助金）」は今年1月に成立、2月末までを申請期限とし、厚生労働省に申請書を“郵送”する形で申請が開始された。当初、申請書類は令和2年度に交付決定を行い、申請書の受付から振込までは、おおむね1ヶ月程度とアナウンスされ、遅くとも5月頃までには手続きが完了するものと考えられていた。しかし、協会には感染防止対策補助金に関して6月頃より「厚労省から連絡が来ない」という問合せが寄せられるようになり、その相談件数が日増しに増えていった。

全国 10.5 万件の“郵送”による申請が 手続き遅延の原因？

昨年夏に申請受付が行われた1回目の感染防止対策補助金は国が主体だったが、県が申請を請け負い、国保連合会のオンライン回線を用いた（※原則オンライン申請）ことにより、申請受付・審査・振込までの過程に大きな混乱は生じなかった。

今回の第三次補正予算による

感染防止対策補助金は、厚労省が全国の医療機関から申請を一手に引き受け、また、郵送により申請を受け付けたため、その処理に予想以上の時間がかかり、10月上旬時点においても未だ厚労省から補助金交付決定通知の届かない医療機関がある。

申請書提出後も厚労省から連絡のない医療機関は 青山大人衆院議員事務所を通じて現況確認

協会ではこの状況について7月に青山大人衆議院議員（立憲）と懇談。青山大人衆議員事務所を介して厚労省に個々の医療機関の申請状況等を確認する体制を構築した。厚労省には本補助金に関するコールセンターが設けられており、コールセンターに連絡後、自院の医療機関コードを告げることで申請状況を確認することが可能となっていた。しかし、今回の申請方法は郵送方式であり、普通郵便により申請書送付を行っている医療機関も数多く見受けられた。普

通郵便の場合、厚労省に自院の申請書が届いているかどうかを確認することはできず、実際、協会から照会を行った会員医療機関の中にも、厚労省で申請書が見当たらないというケースが複数確認された。このようなケースの場合、コールセンターではそれ以上の対応ができないことが見込まれたため、青山大人衆議員事務所を介してきめ細かい照会対応を依頼することとなった。

8月から開始した感染防止対策補助金の申請状況に関する照会

受付は、10月上旬時点で137の会員医療機関より照会依頼が寄せられた。照会を行った際、厚労省で申請書が見当たらない会員医療機関には、厚労省より直接電話連

絡を入れてもらう形をとってきた。

本補助金に関するお問い合わせは茨城県保険医協会（029-823-7930）までご連絡を。

新たな感染防止対策補助金 11月より電子申請で受付開始予定

厚労省は10月7日、感染防止対策に要するかかり増し費用を補助するとし、10月1日～12月31日までにかかった経費を対象に、新たな補助金を示した。

今回も国による直轄事業となるが、前回から大きく異なる点として、申請方法は電子申請が主体となること、概算での申請は行えず精算交付申請となることなどがあげられる。なお、補助金

の上限額は、病院・有床診療所は10万円、無床診療所は8万円（※医科・歯科ともに）となっている。

申請は11月より開始予定で、申請期限は来年1月末となっている。

詳細は、右記のQRコードから確認をお願いしたい。

